

8 洋上風力に関する取組

(1) 再エネ海域利用法の施行（平成31年4月）

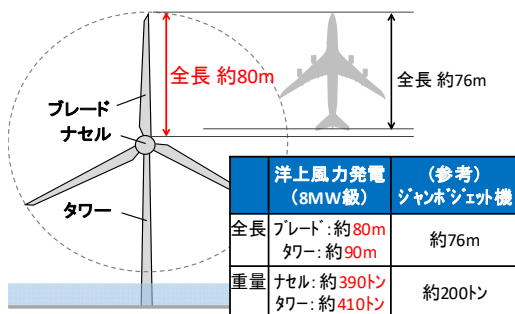
洋上風力発電の導入を促進するため、一般海域利用のルール整備などを目的として、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」が平成31年（2019年）4月に施行されました。この法律に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は洋上風力発電に適した「促進区域」を指定し、公募でもっとも適切な事業者を選定し、その事業計画の認定が行われます。また、促進区域の指定及び事業者選定の基本的な考え方を示した「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」、「一般海域における公募占用制度の運用指針」を6月に策定しました。この促進区域指定ガイドラインに基づき、7月には有望な区域を4区域（「秋田県能代市、三種町および男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」、「千葉県銚子市沖」、「長崎県五島市沖」）選定し、各区域における協議会の開催などを進めました（令和2年（2020年）6月末時点）。

(2) 長崎県五島市沖の促進区域指定

11月に開催された第2回長崎県五島市沖における協議会において、促進区域として指定することについて地元利害関係者含め合意が得られました。その後、必要な手続きを行い、12月に、長崎県五島市沖について初の促進区域の指定を行いました。その後、令和2年（2020年）6月に再エネ海域利用法に基づく事業者公募を開始しています。

(3) 港湾法の一部を改正する法律の施行（令和2年2月）

洋上風力発電の導入を促進するためには、洋上風力発電設備の重厚長大な資機材を扱うための埠頭を長期・安定的に利用できる制度を整備する必要があります。このため、「港湾法の一部を改正する法律」により、洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾における埠頭の長期貸付制度を創設する等の措置を講じました。



※ブレード重量: 約35トン ※ジャンボジェット機はB747-8

洋上風力発電設備の規模



欧州における基地港湾の利用状況